

四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 平成25年2月1日

至 平成25年4月30日

株式会社エニグモ

目 次

	頁
表紙	
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営上の重要な契約等】	2
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
(1)【株式の総数等】	4
(2)【新株予約権等の状況】	4
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の行使状況等】	4
(4)【ライツプランの内容】	4
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】	4
(6)【大株主の状況】	5
(7)【議決権の状況】	5
2【役員の状況】	5
第4【経理の状況】	6
1【四半期財務諸表】	7
2【その他】	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	16
[四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月14日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)

【会社名】 株式会社エニグモ

【英訳名】 Enigmo Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 最高経営責任者 須田 将啓

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号 寿光ビル4階

【電話番号】 (03) 5775-4760 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号 寿光ビル4階

【電話番号】 (03) 5775-4760 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレートオペレーション本部長 金田 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間	第10期 第1四半期累計期間	第9期
会計期間	自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日	自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日	自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日
売上高 (千円)	308,604	409,233	1,439,710
経常利益 (千円)	123,071	178,487	592,134
四半期(当期)純利益 (千円)	104,205	105,991	377,382
持分法を適用した場合の 投資損失 (千円)	—	△9,672	—
資本金 (千円)	190,770	344,849	337,329
発行済株式総数 (株)	1,616,400	1,951,900	1,921,300
純資産額 (千円)	747,358	1,458,618	1,313,653
総資産額 (千円)	1,253,218	1,988,730	2,386,630
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	69.35	54.64	218.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	49.37	183.38
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.6	73.2	55.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第9期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握ができないため記載しておりません。
4. 第9期第1四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社及び関連会社が存在しないため記載しておりません。第9期の持分法を適用した場合の投資利益は発生しておりません。
5. 平成24年4月21日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行いました。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 業績の状況

当社は、前事業年度に引き続き、当社の基幹事業であるソーシャル・ショッピング・サイト「BUYMA（バイマ）」において、より多くの皆様にご利用いただけるショッピングサイトの提供を目指し、サービスの拡充に注力してまいりました。

当第1四半期累計期間においては、昨年12月に発足した新政権の打ち出す経済政策、通称「アベノミクス」への期待を背景にした急激かつ大幅な円安の進行により、「BUYMA」へ出品いただいている商品単価の調整に伴う取扱高への一時的な影響が懸念されました。一方で、当社は、魅力的な品揃えを更に加速させるとともに、期間限定のキャンペーン企画や、リスティング広告等によるサイトの新規流入強化施策等、会員数の増加及びアクティブ率の向上に向けた諸施策を積極的に展開いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間において、会員数は1,299,217人（前年同四半期比46.6%増）、商品取扱高は3,601,980千円（前年同四半期比28.0%増）と順調に拡大し、売上高は409,233千円（前年同四半期比32.6%増）、営業利益は177,370千円（前年同四半期比42.9%増）、経常利益は178,487千円となり（前年同四半期比45.0%増）、四半期純利益は105,991千円（前年同四半期比1.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

①資産合計

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて397,900千円減少し、1,988,730千円となりました。これは主として、「BUYMA」におけるバイヤーへの成約代金支払サイトの短縮等により現金及び預金が396,921千円減少したことによるものであります。

②負債合計

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて542,865千円減少し、530,111千円となりました。これは主として、「BUYMA」におけるバイヤーへの成約代金支払サイトの短縮等により預り金が483,589千円減少したこと、また法人税等及び消費税等の前期確定納付により未払法人税等が40,563千円減少し、未払消費税等が18,314千円減少したことによるものであります。

③純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて144,965千円増加し、1,458,618千円となりました。これは新株予約権の行使により新株式申込証拠金が23,934千円増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,520千円増加したこと、また四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が105,991千円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,980,000
計	5,980,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,951,900	2,044,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	1,951,900	2,044,300	—	—

- (注) 1. 第1四半期会計期間末から提出日現在までの普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであります。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年2月1日～ 平成25年4月30日 (注) 1	30,600	1,951,900	7,520	344,849	7,520	284,049

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 平成25年5月1日から平成25年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が92,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ18,161千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年1月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,920,700	19,207	—
単元未満株式	600	—	—
発行済株式総数	1,921,300	—	—
総株主の議決権	—	19,207	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役	共同最高経営責任者	田中 禎人	平成25年4月26日

(2) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 最高経営責任者	代表取締役 共同最高経営責任者	須田 将啓	平成25年4月27日

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,192,244	1,795,322
売掛金	42,362	33,125
前払費用	5,570	5,410
繰延税金資産	9,472	6,023
その他	291	1,038
流動資産合計	2,249,941	1,840,920
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,663	—
工具、器具及び備品（純額）	8,092	6,869
有形固定資産合計	11,756	6,869
無形固定資産		
ソフトウェア	11,176	9,839
その他	18	18
無形固定資産合計	11,194	9,858
投資その他の資産		
関係会社株式	103,128	103,128
繰延税金資産	749	2,126
敷金及び保証金	9,861	25,826
投資その他の資産合計	113,738	131,081
固定資産合計	136,689	147,809
資産合計	2,386,630	1,988,730
負債の部		
流動負債		
未払金	31,694	33,780
未払費用	1,050	—
未払法人税等	106,363	65,800
未払消費税等	35,011	16,696
預り金	892,703	409,114
ポイント引当金	3,444	638
移転損失引当金	—	2,100
その他	10	—
流動負債合計	1,070,277	528,130
固定負債		
長期未払金	2,700	1,981
固定負債合計	2,700	1,981
負債合計	1,072,977	530,111

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年1月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	337,329	344,849
新株式申込証拠金	—	23,934
資本剰余金	346,900	354,420
利益剰余金	629,423	735,414
株主資本合計	1,313,653	1,458,618
純資産合計	1,313,653	1,458,618
負債純資産合計	2,386,630	1,988,730

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
売上高	308,604	409,233
売上原価	70,767	82,831
売上総利益	237,836	326,402
販売費及び一般管理費	113,687	149,032
営業利益	124,148	177,370
営業外収益		
受取利息	72	296
為替差益	916	715
受取損害金	1,000	—
その他	105	105
営業外収益合計	2,094	1,116
営業外費用		
株式公開費用	3,072	—
その他	99	—
営業外費用合計	3,171	—
経常利益	123,071	178,487
特別損失		
減損損失	—	3,893
本社移転費用	—	2,100
その他	—	8
特別損失合計	—	6,002
税引前四半期純利益	123,071	172,485
法人税、住民税及び事業税	72	64,421
法人税等調整額	18,793	2,071
法人税等合計	18,865	66,493
四半期純利益	104,205	105,991

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第1四半期累計期間において、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ7,520千円増加しております。この結果、当第1四半期会計期間末において資本金が344,849千円、資本準備金が284,049千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年1月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年4月30日)
関連会社に対する投資の金額	103,128千円	103,128千円
持分法を適用した場合の投資の金額	103,128千円	102,956千円
	前第1四半期累計期間 (自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	—	△9,672千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成24年2月1日至平成24年4月30日)

当社の事業は、ソーシャルコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成25年2月1日至平成25年4月30日)

当社の事業は、ソーシャルコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	69円35銭	54円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	104,205	105,991
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	104,205	105,991
普通株式の期中平均株式数(株)	1,502,689	1,939,641
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	49円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	207,052
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成24年4月21日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行いました。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年4月26日開催の当社取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、業績目標コミットメント型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成25年5月1日に割当を行い、平成25年5月31日に払込が完了しております。

第8回新株予約権

決議年月日	平成25年4月26日
新株予約権の数(個)	2,674 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	267,400 (注) 3
新株予約権の発行総額(円)	267,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,200
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月15日 至 平成35年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,200 資本組入額 4,100
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 担保権設定、その他の処分は認められない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により上記の行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。
4. (1) 当社の平成27年1月期から平成31年1月期までのいずれかの決算期において営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が30億円を超過した場合、各新株予約権者は、営業利益が最初に30億円を超過した決算期(以下、「営業利益30億円達成期」という。)の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで、自身に割り当てられた新株予約権の個数の50%に相当する個数(1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。)の新株予約権を行使すること

ができる。

- (2) 営業利益30億円達成期の後に平成31年1月期までのいずれかの決算期において当社の営業利益が50億円を超過した場合、各新株予約権者は、営業利益が最初に50億円を超過した決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで、割り当てられた新株予約権の個数から上記(1)に基づき行使した新株予約権の個数を差し引いた残数の新株予約権の全てを行使することができる。
 - (3) 当社の平成27年1月期から平成31年1月期までのいずれかの決算期において営業利益が50億円を超過した場合(上記(2)に該当する場合は除く)、各新株予約権者は、営業利益が最初に50億円を超過した決算期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる。
 - (4) 当社に適用される会計基準の変更等により、上記(1)乃至(3)で参照されている営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、当社取締役会の決議により、合理的な範囲内において、上記(1)乃至(3)の条件に代えて、当社の営業利益に代わる適正な指標を基準とする条件を定めることができるものとする。
 - (5) 新株予約権者は、割当日以降に当社または当社が株式の全部又は一部を保有している会社(なお、保有割合は問わない)の取締役、監査役及び従業員の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (8) 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
 - (9) その他の条件は平成25年4月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記の新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の内容に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記新株予約権の内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2 【その他】

独立監査人の四半期レビュー報告書受領日から四半期報告書提出日までの間に、次の重要な後発事象が発生しております。

(株式分割及び定款の一部変更)

平成25年6月14日開催の当社取締役会において、次のとおり株式の分割及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしました。

1. 分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層の投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を目的としております。

2. 分割の方法

平成25年7月31日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	2,044,300株
② 今回の分割により増加する株式数	2,044,300株
③ 株式分割後の発行済株式総数	4,088,600株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	11,960,000株

(注) 上記①～③の株式数については、今後新株予約権の行使により発行される株式によって株式数が増加される可能性があります。

4. 分割の日程

基準日公告日	平成25年7月16日(火曜日)
分割基準日	平成25年7月31日(水曜日)
効力発生日	平成25年8月1日(木曜日)

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間		当第1四半期累計期間	
1株当たり四半期純利益金額	34円67銭	1株当たり四半期純利益金額	27円32銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	24円69銭

- (注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成24年4月21日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行いました。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年6月13日

株式会社エニグモ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋澤 克彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エニグモの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年2月1日から平成25年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エニグモの平成25年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年5月1日に取締役及び従業員に対して発行したストックオプションとしての新株予約権の割当を行い、平成25年5月31日にその払込を完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。